

真庭市営墓地

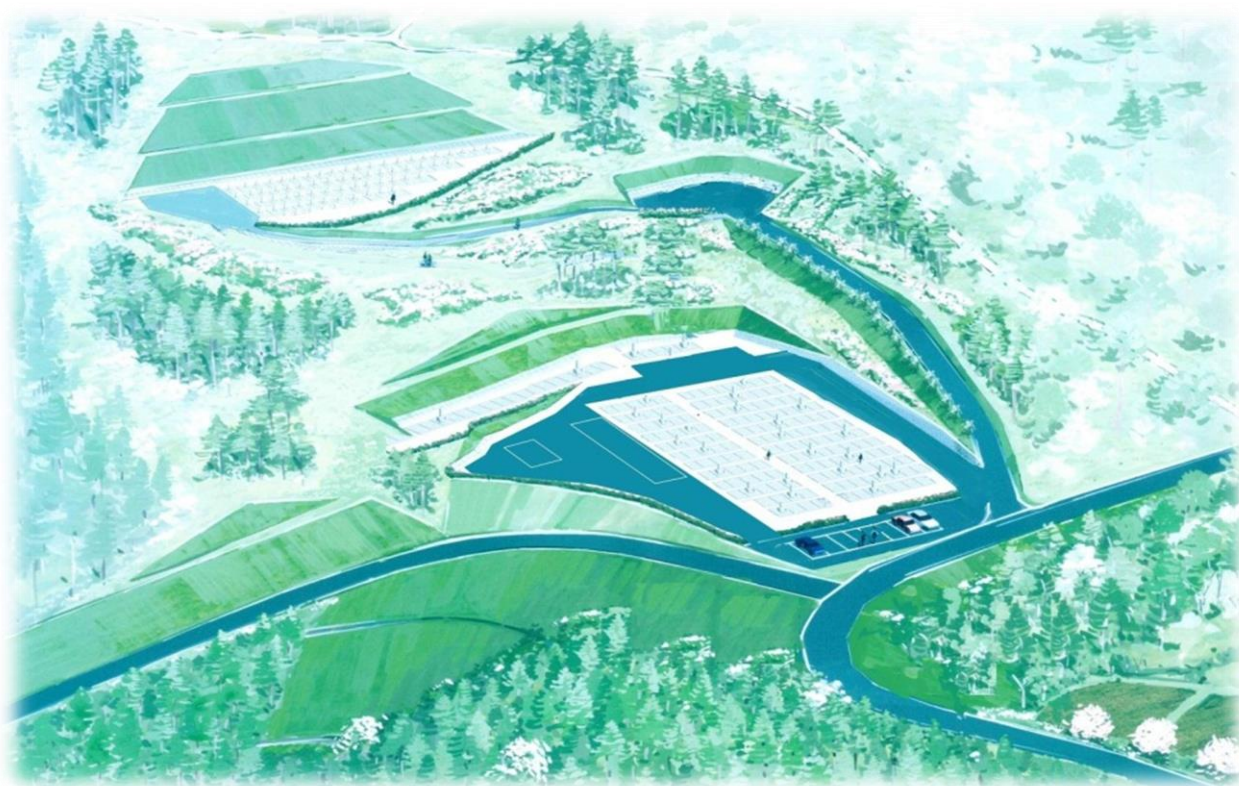
鳩ヶ平墓地公園 使用者募集

募集区画数

6m ² 区画	66区画
--------------------	------

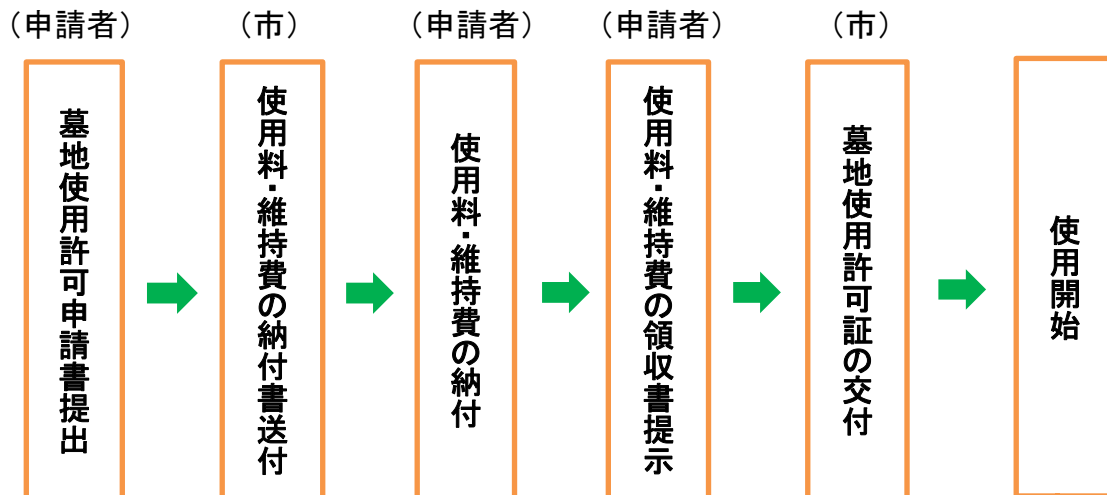
4m ² 区画	58区画
--------------------	------

3m ² 区画	95区画
--------------------	------



真 庭 市

申込みから使用までの流れ



申込み受付

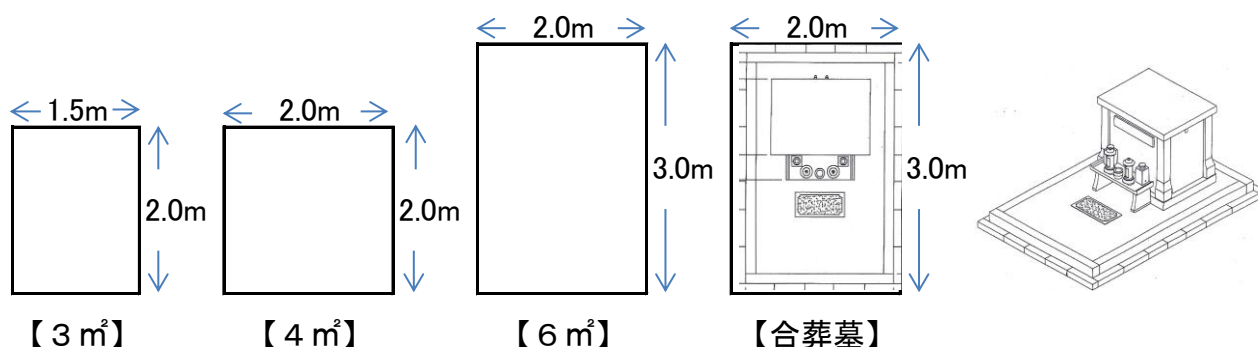
- 募集区画
全未使用区画の中から希望する区画を選ぶことができます。
- 受付
墓地の使用申し込みについては、随時受け付けを行っております。
- 申請書提出先
真庭市役所環境課または各振興局に提出してください。
※ 書類に不備がある場合は受付できません。
※ F A X, メールでの提出はできません。
- 申込みに必要なもの
 - ・ 真庭市墓地使用許可申請書（窓口にあります。ホームページからもダウンロードできます。）
 - ・ 申請者の世帯全員の住民票（本籍、筆頭者、世帯主の記載があるもの）など※ 申請書に添付する書類については、環境課にお尋ねください。
- 申込みにあたっての注意事項
 - ・ 墓地区画は分譲ではありません。使用する権利を取得することになります。
 - ・ 申請者以外の使用はできません。
 - ・ 名義貸し等による申請はできません。
 - ・ 希望する区画番号は、区画図の番号を記入してください。
 - ・ 使用できる区画は、使用者1人につき2区画までです。
 - ・ 合葬墓は骨壺のまま納骨します。納骨壇の許容数により随時骨壺から取り出して合葬室に共同埋葬しますので、遺骨はお返しすることはできません。
 - ・ 申請の内容に虚偽の記載がある場合は無効とします。
 - ・ 宗教・宗派等の制限はありません。

鳩ヶ平墓地公園の施設概要

- 管理者 真庭市
- 所在地 真庭市台金屋550番地 4 ほか
- 1 工区工事面積 8,000m²
- 区画面積 919m²
- 区画 219区画 【内訳】 3 m² : 95区画、 4 m² : 58区画、 6 m² : 66区画
合葬墓 1 基
- 附帯設備
水汲み場（3ヶ所）、駐車場35台（6ヶ所）
園内道路・駐車場（アスファルト舗装）、区画周辺通路（舗装）

区画・合葬墓

区画の寸法



永代使用料・維持費

墓地区画使用に係る永代使用料及び維持費は次のとおりです。

区画種別	永代使用料	年間維持費
3 m ²	400,000円	年額3,000円
4 m ²	500,000円	年額4,000円
6 m ²	600,000円	年額5,000円

区画種別	永代使用料	永代維持費
合葬墓	300,000円	1 体につき60,000円

※ 永代使用料は許可申請時のみの納付となります。維持費は毎年必要ですが、合葬墓は許可申請時のみの納付となります。

※ 使用者 1 人につき 2 区画まで使用できます。隣接する 2 区画を 1 墓地として使用する場合にも 2 区画分の永代使用料及び維持費が必要です。

※ 維持費は、墓地を管理するための費用で、墓地内の道路管理・清掃・草刈等に使用します。（使用許可を受けた区画については使用者の管理となります。）

墓地使用許可証の交付・永代使用料等の納付

- ※ 申請の受付後、資格要件等の審査をおこないます。
- ※ 申請内容の審査後、永代使用料及び維持費の納付書を送付しますので、必ず指定する納付期限までに納付してください。
- ※ 納付の確認ができ次第、真庭市墓地使用許可証を交付します。
- ※ 真庭市墓地使用許可証は、使用权を示す大切なものですので、無くさないよう保管してください。

墓石の建立

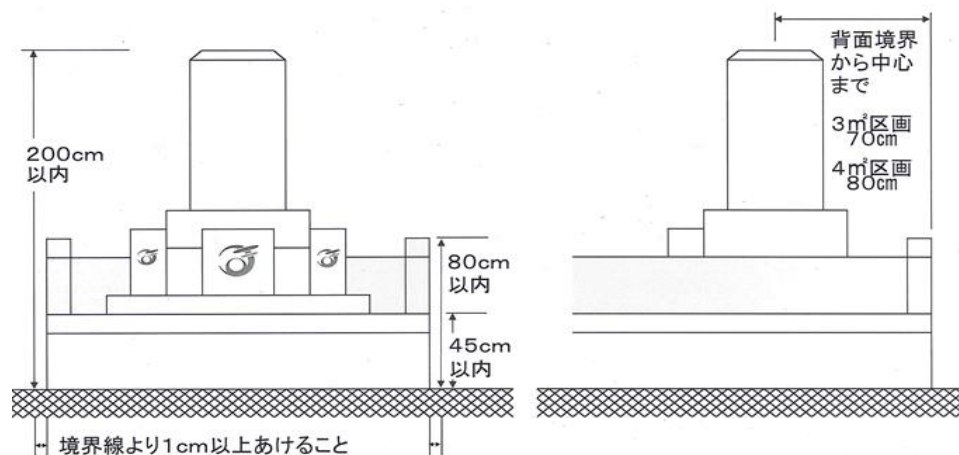
● 墓地内工事施工届の提出

墓石等工作物の設置にあたっては、必ず着工前に、真庭市墓地内工事施工届に設計図書を添付して提出してください。工作物の設置については、設置基準により制限がありますので、承認を得たのちに着工してください。

【設置基準】

巻石の高さ	外柵の高さ	石碑の高さ	上屋根・竹垣・板塀・植樹
0.45m以内	0.8m以内	2.0m以内	設置不可

- ※ 6㎡区画は石碑の高さ制限はありません。
- ※ 巻石(縁石)を築造する場合は、隣地境界線から1cm以上控えてください。
- ※ 墓石の向きは南側向きとしてください。



工事に関する注意事項

- ・ 特定の業者指定はしていません。
- ・ 墓地内の施設や他人の墓地を傷つけたときは、速やかに施主の負担で原状回復してください。
- ・ 工事に伴い発生した廃棄物は適正に処理してください。墓地内、付近に放置及び投棄しないでください。

● 工事完成届の提出

工事が完了したら、真庭市墓地内工事完成届に施工図面を添えて提出してください。

納骨・改葬

納骨又は改葬するときは、次の書類を提出してください。

- ・ 埋火葬許可証（新規）
- ・ 改葬許可書（他の墓地からの改葬）

※ 改葬許可書は、現在の墓地等の所在する市町村で交付を受けてください。

使用权の承継

墓地使用者の死亡などにより、使用者の承継をおこなう場合は、次の書類を提出し許可証の交付を受けてください。

- ・ 真庭市墓地使用承継許可申請書
- ・ 死亡を証明する書類（戸籍謄本）
- ・ 承継者を証明する書類（住民票の写し等）

承継者が市外に住所を有するときは、市内に住所を有する人を代理人に定め、市長の承認を得なければなりません。

代理人の選定

使用許可を受けようとする人が市外に住所を有するときは、次の書類を提出してください。

- ・ 真庭市墓地使用代理人選定届
- ・ 資格を証明する書類（住民票の写し等）

墓地の返還

墓地が不要になったときは、次の書類を提出し、区画を原状に回復してください。

- ・ 真庭市墓地返還届
- ・ 墓地使用許可証

※ 既納の永代使用料等は返還をいたしません。

使用权の消滅

次のいずれかに該当するときは、使用权は消滅します。

- ・ 使用者が死亡し、3年を経過しても使用权の承継がないとき
- ・ 使用者が住所不明になって10年を経過したとき

住所・氏名等の変更

使用者又は代理人の住所、氏名又は連絡先に変更があったときは、次の書類を提出してください。

- ・ 真庭市墓地使用者等住所等変更届
- ・ 墓地使用許可証
- ・ 変更を証明する書類（住民票の写し等）

注意事項

1 墓地内では次の行為を禁止します。

- ・ 物品の販売その他の営利行為
- ・ 指定された場所以外の場所への車両の乗り入れや駐車
- ・ 墓地内の施設を損壊する行為
- ・ 植物の採取や損傷する行為
- ・ 鳥獣類の捕獲や殺傷する行為
- ・ 貼紙及び広告類の掲示や宣伝物等を配布する行為
- ・ 墓地の管理上支障となる行為

2 墓地の使用の際には、次のことを守ってください。

- ・ 使用墓地、墓石等を清掃し、管理してください。
- ・ 墓石等の転倒その他周囲に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他必要な措置をしてください。
- ・ 花木等は植えないでください。
- ・ 火の取扱いには十分注意してください。

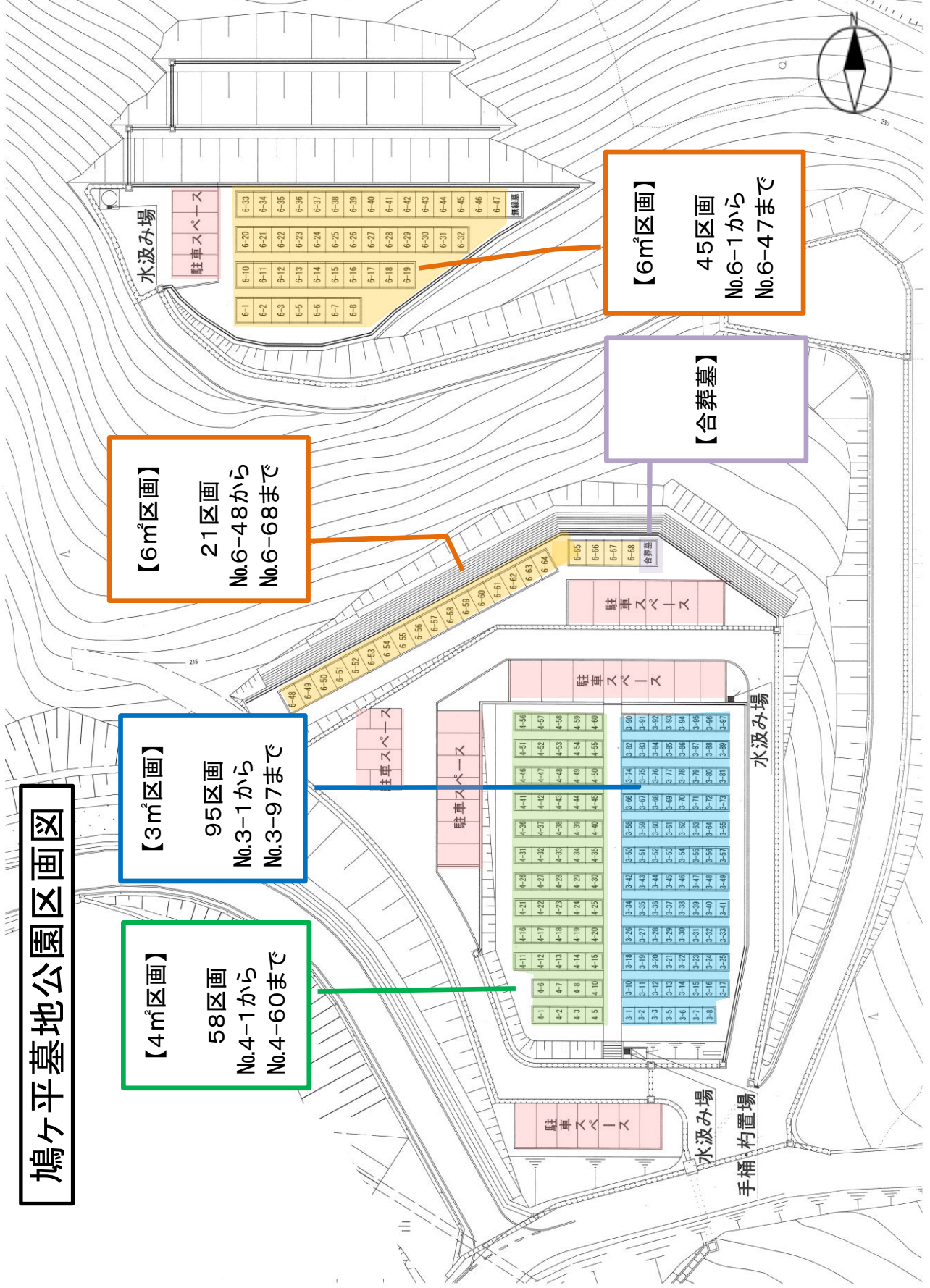
3 次のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことがあります。

- ・ 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき
- ・ 許可を受けた目的以外に使用したとき
- ・ 使用料等を納付しないとき
- ・ 使用権を他人に譲渡又は転貸したとき
- ・ 法令、条例又は施行規則に違反したとき

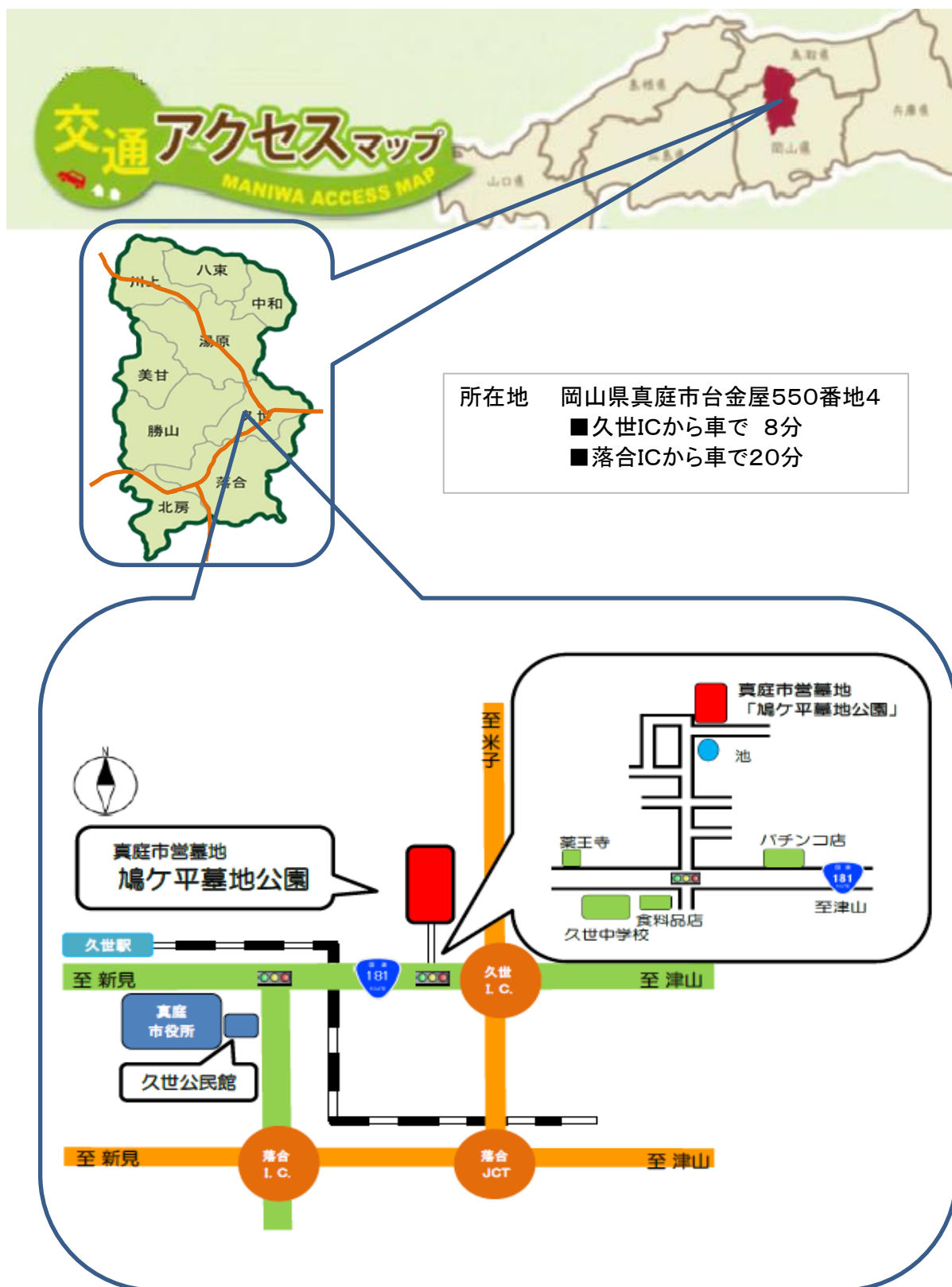
※ 使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で原状に回復して返還してください。

4 鳩ヶ平墓地公園では、衛生管理上、花類や供え物等の持帰りにご協力ください。

鳩ヶ平墓地公園区画図



位置図



【問い合わせ】

〒719-3292

岡山県真庭市久世 2 9 2 7 - 2

真庭市生活環境部 環境課

電話 (0867) 42-1113

Fax (0867) 42-7455